

議員提出議案第 13 号

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び琴浦町議
会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 29 年 12 月 15 日 提 出

提出者	琴浦町議会議員	藤 本 則 明
賛成者	同	新 藤 登 子
	同	青 亀 壽 宏
	同	小 椋 正 和
	同	高 塚 勝
	同	桑 本 賢 治

平成 29 年 月 日

琴浦町議会議長 手 嶋 正 巳

平成29年琴浦町条例第36号

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年琴浦町条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第4条 略 2及び3 略 4 <u>前3項の規定にかかわらず、議長等が 広報常任委員会に出席したときは、費用 弁償として2,600円を支給する。</u>	(費用弁償) 第4条 略 2及び3 略

第2条 琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、議員報酬月額100分の120に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては <u>100分の175</u> を乗じて	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、議員報酬月額100分の120に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては <u>100分の170</u> を乗じて

<p>得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

第3条 琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬月額の100分の120に相当する額に、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬月額の100分の120に相当する額に、6月に支給する場合には100分の155、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は平成30年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬等条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(報酬の内払)

第2条 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の議員報酬等条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の議員報酬等条例の規定による報酬の内払とみなす。